

ブラッドパッチ療法に対する適正な診療上の評価等を求める意見書

交通事故、スポーツ、落下事故、暴力など、全身への外傷等を原因として発症する脳脊髄液漏出症（減少症）によって、日常生活を大きく阻害する様々な症状に苦しんでいる患者の声が、全国各地から国へ数多く寄せられていました。その後、平成18年に国立大学法人山形大学を中心に関連8学会が参加し、厚生労働省研究班による病態の解明が進んだ結果、平成28年から同症の治療法であるブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）が保険適用となりました。

その結果、これまで高額な自費診療での治療を必要としていた患者が保険診療の下にブラッドパッチ療法を受けることができるようになりましたが、脳脊髄液漏出症（減少症）の患者の中には、ブラッドパッチ療法の保険適用の要件に掲げられている、起立性頭痛を有する患者に係るものという条件に当てはまらない患者がいるため、医療の現場では混乱が生じています。

よって、国におかれましては、公平で安全なブラッドパッチ療法の適用に向け、脳脊髄液漏出症（減少症）の症状において、約10%は起立性頭痛を伴わないと公的な研究でも報告があるため、起立性頭痛を伴わない場合も診療報酬算定の要件として認めることを強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年9月29日

北海道江別市議会

提出先

内閣総理大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣